

神戸山手大学及び神戸山手短期大学 公的研究費の内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸山手大学及び神戸山手短期大学公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第13条に基づき、神戸山手大学（以下「大学」という。）及び神戸山手短期大学（以下「短大」という。）における、各省庁及び各省庁の所管する法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者の命により、本学における公的研究費の使用状況について、公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、もって、更なる改善を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、公的研究費を対象とし、研究費の使用が適正に行われているかについて監査を行う。

(監査の種類、方法)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とし、書面監査及び実地監査により行う。

2 定期監査は、毎事業年度定期的に行う。

3 臨時監査は、最高管理責任者が必要と認めた場合に行う。

(監査実施計画書)

第5条 監査委員長は、監査を実施するときは、監査実施計画書を作成し、最高管理責任者に提出する。

2 監査実施計画書には、監査方針、監査事項、監査対象、監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載するものとする。

(監査委員)

第6条 監査委員には、次のものを充てる。

(1) 事務局長

(2) 財務課長

(3) 最高管理責任者が指名した教員1名

2 監査委員長は、事務局長とする。

3 監査委員長が必要と認めたときは、最高管理責任者の承認を得て、前項の教職員以外の教職員を監査委員とすることができる。

(監査委員の権限)

第7条 監査委員は、監査の実施に当たっては、監査対象の公的研究費の研究代表者又は研究分担者（以下「監査対象者」という。）に対して、書類の閲覧又は提出、事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

(監査対象者の義務)

第8条 監査対象者は、監査が円滑に行われるよう監査委員に協力しなければならない。

2 監査対象者は、前条の監査委員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査委員の遵守事項)

第9条 監査委員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査委員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。

(2) 監査委員は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査結果の報告)

第10条 監査委員長は、監査を終了したときは、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

(監査情報の公表)

第11条 監査委員長は、監査実施計画書、監査報告書その他監査に係る情報の公表に努めるものとする。

(監事との連携)

第12条 監査委員は、法人監事と緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監査委員長が最高管理責任者と協議のうえ定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学及び短大の各教授会の議を経て、両学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。